

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 3 日 決裁

第 1 条 県は、中東情勢の影響による石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足に直面する農林水産業者に対して、石油等由来製品の仕入価格上昇分及びその代替品に対する仕入価格差の一部を支援することを目的に、予算の範囲内において、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金（以下「本補助金」という。）を交付する。

2 本補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「石油等由来製品」とは、農林水産業の経営に供する資材のうち石油や天然ガスなどの化石資源を原料として製造された製品をいう。

2 この要綱において、「石油等由来製品の代替品」とは、農林水産業の経営に供する資材のうち石油等由来製品に代わり使用でき、同等の機能を有する製品をいう。

（交付対象者）

第 3 条 交付対象者は、埼玉県内に住所を有する農林水産業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農林水産業を営む法人で、申請日時点において、県内で経営しており、引き続き県内で経営を継続する意思を有する者とし、農林水産業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付対象者とししない。

（交付対象）

第 4 条 交付対象は、次のとおりとする。

一 石油等由来製品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの

二 石油等由来製品の代替品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの

（補助額及び補助上限額・下限額）

第 5 条 補助額及び補助上限額・下限額は、別表 1 のとおりとする。

なお、国や市町村の同様の制度（補助金等）を併用し、その額が価格高騰分総額の 2 分の 1 以下である場合は、減じた額を補助額の上限とする。

（交付の申請等）

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書（様式第 1 号）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書は、本補助金交付決定通知後、規則第 13 条の規定による報

告書を兼ねるものとする。

- 3 第1項の申請書兼請求書の請求書は、本補助金の額の確定通知後、効力を発するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

- 2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 石油等由来製品等の仕入実績がわかるもの

石油等由来製品にあつては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の価格及び仕入量（石油等由来製品の代替品にあつては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の代替前製品の価格及び仕入量）が証明できるもの。
なお、令和8年2月末に仕入実績がない場合は仕入量を証する書類は省略可とする。

- 二 中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金に係る対象製品仕入量等集計表（様式第2号）

- 三 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）

- 四 その他、知事が必要と認める書類

(交付決定の通知等)

第8条 交付申請書兼請求書（様式第1号）に基づく申請に対する規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定・確定通知書（様式第4号）のとおりとする。

- 2 知事は、本補助金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(本補助金の支払い)

第9条 本補助金の支払いは、精算払いによるものとし、第8条第1項の額の確定通知後、第6条第3項による請求に基づき行う。

(状況報告及び是正措置等)

第10条 知事は、本補助金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本補助金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告の請求を行うことができる。

- 2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本補助金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(重複受給の禁止)

第11条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付対象期間における石油等由来製品の仕入れ価格上昇分及びその代替品に対する仕入れ価格差に対する支援に関して、この要綱で定める補助金以外の一切の補助金等を県から受給してはならない。

(決定の取消し等)

第12条 知事は、交付決定後に申請者が交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、本補助金の支払後においても適用があるものとする。

- 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類整備等)

- 第13条 交付対象者は、本補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。
- 2 交付対象者は、前項の帳簿その他の書類を本補助金の受領が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月3日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

交付対象	交付単価	補助金の額	補助上限額・下限額
石油等由来製品 （石油等由来製品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの）	仕入れた製品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和 8 年 3 月以降の仕入品単価（税抜） b: 令和 8 年 2 月末時点の仕入品単価（税抜） * 1	交付単価に仕入数量を乗じた額 * 3	上限額 50 万円 下限額 10 万円
石油等由来製品の代替品 （石油等由来製品の代替品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの）	仕入品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和 8 年 3 月以降の代替品の仕入品単価（税抜） b: 令和 8 年 2 月末時点の代替前製品の仕入品単価（税抜） * 2		

* 1 石油等由来製品について、令和 8 年 2 月末時点で同一製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 2 石油等由来製品の代替品について、令和 8 年 2 月末時点で代替前製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 3 千円未満は切り捨てとする。

※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

※いずれも予算の範囲内で交付する。

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付申請書兼請求書

(あて先)

申請日 令和 年 月 日

埼玉県知事

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、必要な書類を添えて申請します。あわせて、交付が決定し、補助金額が確定した場合は、以下の口座への振込を請求します。

なお、申請に当たり、裏面の内容について誓約します。

記

1. 申請者

法人番号（法人のみ）										
フリガナ										
氏名または法人名										
住所または法人所在地	〒		—							
（法人の場合） 代表者役職・氏名	役職					フリガナ 氏名				
（法人の場合） 代表者自宅住所	〒		—							
生年月日 （法人の場合は 代表者のもの）	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成					年	月	日		
主な経営内容	☐ 農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 水産業									
郵便物の希望送付先住所	所在地と同じ・代表者自宅住所と同じ（いずれかに○をつけてください） 〒（それ以外の場合）—									
担当者名・電話番号	担当者名					電話番号	— —			
担当者メールアドレス										

2. 振込先口座

金融機関名称						☐ 銀行 ☐ 農協 ☐ 金庫 ☐ 組合				
支店名称						☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所				
金融機関コード			支店コード							
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号							
口座名義(か)										

3. 申請額・請求額

申請区分に チェック	区分	補助金申請額・請求額（円）
☐	石油等由来製品	円
☐	石油等由来製品の代替品	円
合計		円

※補助金申請額・請求額は様式第2号の補助金申請額から、各区分の合計額を転記ください。

4. 確認事項（チェックしてください）

☐	3. 申請額・請求額の対象となる製品については、本補助金以外の一切の補助金等を県から受給していません。
--------------------------	---

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の申請に関する誓約

1. 申請要件の全てを満たしています。また、申請及び提出の内容に虚偽や不正はありません。
2. 補助金の申請に当たり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
3. 関係書類の提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
4. 申請日時点で倒産・廃業しておらず、申請後も事業継続の意思があります。
5. 申請日以降、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告します。
6. 本補助金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を正当な理由として、埼玉県警察その他の行政機関等に共有される場合があることに同意します。
7. 提出書類、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳などを5年間保存します。
8. この誓約に反していることが判明した場合は、補助金申請の取下げ、補助金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

様式第3号（第7条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助金の交付対象期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

様式第4号（第8条第1項関係）

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金
交付決定・確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあった中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金について、下記のとおり、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付要綱第8条の規定により、交付するとともに、同条の規定により、補助金の額を確定します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円
- 3 交付方法
申請書記載の口座への口座振替

4 留意事項

交付決定後に虚偽の申請又は中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の交付後の場合は返還を求めます。

様式第5号（第8条第2項関係）

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金
不交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあった中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金について、審査の結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由